

<新築・共同建て(フラット35・財形住宅融資)住宅 (第4条関係)>

別表6

新築・共同建て(一般のフラット35・財形住宅)住宅の手数料(消費税別)

N=住戸数

フラット35・財形住宅	設計検査(円)
センターへ建築基準法を同時申請	28,000+2,000×N
上記以外	55,000+2,000×N
	竣工現場検査(円)
センターへ建築基準法を同時申請	14,000+2,000×N
上記以外	50,000+2,000×N

\* 建築基準法を同時申請とは、建築確認、中間検査または完了検査を同時申請することをいう。

別表7

新築・共同建て(フラット35S)住宅の手数料(消費税別)

N=住戸数

フラット35S(基準複数可)	設計検査(円)
センターへ建築基準法を同時申請	44,000+2,000×N
上記以外	72,000+2,000×N
	竣工現場検査(円)
センターへ建築基準法を同時申請	30,000+2,000×N
上記以外	62,000+2,000×N

\* 建築基準法を同時申請とは、建築確認、中間検査または完了検査を同時申請することをいう。

注1) フラット35Sの基準で耐震性を選択した場合は別途見積りとする。

注2) 省エネルギー性で「住宅事業建築主判断基準」「認定低炭素住宅」「性能向上計画認定住宅」を選択した場合、又は耐久性・可変性で「長期優良住宅」を選択した場合は、「別表6」の手数料とする。

注3) 他機関にて設計住宅性能評価を取得した場合、又は省エネルギー性で「BELS評価書」を選択した場合は設計検査のみ「別表6」の手数料とする。

注4) フラット35Sの基準に対応した「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」を活用する場合は、「別表6」の手数料とする。

別表8

新築・共同建て(設計住宅性能評価活用)住宅の手数料(消費税別)

N=住戸数

フラット35・財形住宅	竣工現場検査(円)
全ての申請	14,000+2,000×N
フラット35S	竣工現場検査(円)
全ての申請	30,000+2,000×N

\* 設計住宅性能評価(センターに申請)を活用し、設計検査を省略する場合は、必要な等級等の要件に適合していること。

別表9

新築・共同建て(建設住宅性能評価活用)住宅の手数料(消費税別)

N=住戸数

フラット35・財形住宅・フラット35S	竣工現場検査(円)
全ての申請	$5,000 + (N - 1) \times 2,500$
*設計及び建設住宅性能評価(センターに申請)を活用し、設計・現場検査を省略する場合は、必要な等級等の要件に適合していること。	